〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト[外為サービス]利用規定

[平成29年4月3日改定]

第1条【サービスの内容等】

(1) 利用可能なサービス

〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト[外為サービス](以下「外為サービス」といいます)の 契約者は、〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト(以下「BSダイレクト」といいます)の以下 の内訳サービスを利用することができます。内訳サービスの利用にあたっては、当行所定の利 用申込書の提出が必要です。

- ① 海外送金受付サービス
- ② 被仕向送金入金依頼受付サービス
- ③ 輸入信用状発行依頼(条件変更依頼)受付サービス(以下「信用状受付サービス」といいます)
- ④ 為替予約サービス

(2) 内訳サービスの内容

① 海外送金受付サービス

契約者からの依頼にもとづき仕向送金の申し込みを受け付けるサービスです。また、被仕送金明細照会・外貨預金入出金明細照会・船積書類到着案内・相場情報照会・外貨預金振替の機能も同時に利用できます。

② 被仕向送金入金依頼受付サービス

契約者からの依頼にもとづき被仕向送金の入金手続きを行なうサービスです。なお、被仕 向送金入金依頼受付サービスの利用にあたっては、海外送金受付サービスの契約が必須とな ります。

③ 信用状受付サービス

契約者からの依頼にもとづき、輸入信用状の発行および条件変更(以下「発行(変更)」といいます)の申し込みを受け付けるサービスです。また、船積書類到着案内・相場情報照会の機能も同時に利用できます。

④ 為替予約サービス

契約者からの依頼にもとづき、株式会社横浜銀行(以下「当行」といいます)との間で、外国為替予約取引を行なうサービスです。

(3) 利用可能な預金口座

① 指定口座

支払・入金に利用する指定口座は、契約者が契約時に届け出た外為取引店にある契約者名義の普通預金・当座預金・外貨普通預金・外貨当座預金とします。最大10口座まで指定できます。

② 外貨預金入出金明細照会口座

外貨預金入出金明細照会口座は、契約者名義の外為取引店にある外貨普通預金・外貨当座預金に限定します。最大5口座まで指定できます。

第2条【利用条件】

(1) 照会・振込サービスの契約

外為サービスのお申し込みにあたっては、〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト[照会・振込サービス]の契約が必須となります。

(2) 適用される利用規定

外為サービスの利用にあたっては、本利用規定に定めのない事項は、〈はまぎん〉ビジネスサポートダイレクト利用規定の各条項によるものとします。

(3) 発信日・発行日について

外為サービスにおいては、取組指定日における仕向送金の対外発信、および輸入信用状の発 行等を確約するものではありません。

第3条【依頼内容の確定】

(1) 依頼事項の伝送

外為サービスによる取引の依頼は、契約者が取引に必要な所定の事項を、当行の指定する方法により、正確に当行に伝送することにより行なうこととします。

(2) 依頼事項の確定時期

取引に必要な所定の事項が伝送されたことを当行が確認した時点で、当該取引の依頼内容は確定するものとします。

(3) 依頼内容に瑕疵(不具合)があった場合

当行が伝送を受けた依頼データに瑕疵(不具合)があった場合、当行は当行の判断により手続きを変更(遅延を含む)または中止する場合があります。これに起因して契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

第4条【海外送金受付サービス】

(1) 仕向送金

① 送金依頼人

海外送金受付サービスにおいては、送金依頼人と送金人が異なる取引は取り扱いできません。

② 送金依頼

海外送金受付サービスにより仕向送金を依頼する場合、契約者は当行所定のデータ受付時限までに送金依頼データを送信することとします。受付時限を超過して送金依頼データを送信した場合は、契約者が当該送金の取消手続きを行なうものとします。なお、中国元建てまたは新興国通貨建ての送金依頼にあたっては、事前に取引店で当行所定の手続きを行なうものとします。

③ 送金依頼の取り扱い

確定した送金依頼内容は、当行所定の手続きが完了した時点で、有効な送金依頼として取り 扱います。

④ 送金指定日

送金指定日は当行の営業日とし、契約者が送金依頼の都度指定することとします。 なお、当行所定の時限内に送金依頼を行なっても、海外の市場休場などにより、送金指定日 に取り扱えない場合には、翌営業日が指定されたものとして取り扱います。

⑤ 適用相場

送金指定日の当行所定の時間までに受け付けした取引は、金額に係わらず送金指定日における当該通貨の当行所定の外国為替相場を適用することとします。送金指定日の当行所定の時間以降受付時限までに受け付けしたデータのうち、直物取引で10万米ドル相当額以上に値する取引の場合は、市場実勢相場を基準とした個別仕切りとなります。

なお、個別仕切りとなる取引は当行が依頼内容を確認し、契約者が事前に届け出た連絡先に 連絡をした時点で相場が確定するものとします。万一連絡が取れない場合は、仕向送金の取 り扱いは実施しないものとします。

また、契約者があらかじめ当行との間で為替予約を締結している場合において、送金依頼データに該当為替予約の予約番号を入力した場合には、当該為替予約の予約相場を適用します。

⑥ 許可・届出書の提示等

外国為替及び外国貿易法(以下「外国為替法」といいます)その他の各種法令により定められた許可・届出書等の提示、または当局あてに報告書等の提出が必要な場合は、送金実行までに当行あてに当該書類等を提示または提出するものとします。

⑦ 送金経路等の選定

送金実行のために利用する当行本支店および他行(以下「関係銀行」といいます)の選定ならびに送金経路の選定について、契約者は当行に一任することとします。

⑧ 送金資金の決済

契約者は、送金資金を当行所定の日時までに所定の方法で支払うこととします。なお、送金 資金の決済ができない場合、当行は送金手続きを取消したうえ、契約者に対し、損害金を請求 する場合があります。

⑨ 送金手続きの取り止め

契約者から依頼を受けた仕向送金について、当行にて取り扱いが困難と判断した場合は、送金手続きを取りやめる場合があり、これにより契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

⑩ 外国送金取引規定の適用

本利用規定に定めのない事項については、外国送金取引規定の定めにより取り扱います。

⑪ 依頼内容確定後の変更・取消

依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないこととします。ただし、 当行がやむを得ないものと認めて変更または取消を承諾する場合は、契約者は当行所定の依 頼書を当行に提出し、当行所定の手数料等を支払うこととします。この場合、仕向送金手数料 等相当額は返却しません。

迎 組戻等

送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更し、またはその依頼をとりやめる場合には、取 扱店の窓口において、外国送金取引規定に基づく変更または組戻しの手続きにより取り扱い ます。なお、受付にあたっては、手数料がかかります。また、関係銀行による拒絶、法令による 制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、変更または組戻しができない場合があ ります。

(2) 外貨預金振替

① 取引概要

外貨預金振替とは、契約者のパソコンの操作に基づき、契約者の届け出の円預金口座から届け出の外貨預金口座への、または届け出の外貨預金口座から届け出の円預金口座への振替を依頼する機能およびこれに付随する取引状況照会等の機能のことをいいます。

② 振替依頼

外貨預金振替を依頼する場合、契約者は当行所定のデータ受付時限までに振替依頼データ

を送信することとします。ただし、振替指定日における当該通貨の当行所定の外国為替相場 を適用する場合、外国為替相場公表前には振替依頼を行なうことはできません。

③ 振替依頼の取り扱い

確定した振替依頼内容は、当行所定の手続きが完了した時点で、有効な振替依頼として取り 扱います。

④ 振替指定日

振替指定日は当行の営業日とし、契約者が振替依頼の都度指定することとします。

⑤ 適用相場

振替指定日における当該通貨の当行所定の外国為替相場を適用することとします。 また、契約者があらかじめ当行との間で為替予約を締結している場合において、振替依頼データに該当為替予約の予約番号を入力した場合には、当該為替予約の予約相場を適用します。

⑥ 振替資金の決済

当行は、振替資金を当行所定の方法により引き落とします。支払指定口座の残高不足等により振替資金の決済ができない場合、当行はその振替依頼を処理しません。また、この場合当行は契約者へ取り扱いできない旨の通知の義務を負いません。

⑦ 依頼内容に瑕疵がある場合の取り扱い

依頼データの入力不備など、依頼内容に瑕疵がある場合は、当行はその振替依頼を処理しません。また、この場合当行は契約者へ取り扱いできない旨を通知する義務を負いません。

⑧ 相場公表停止時の取り扱い

外国為替相場が急激に変動し、当行の外国為替相場が公表停止になった場合は、振替依頼の 受付を制限することがあります。

⑨ 依頼内容確定後の変更・取消

依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないこととします。

第5条【被仕向送金入金依頼受付サービス】

(1) 取引概要

被仕向送金入金依頼受付サービスでは、契約者あての被仕向送金が当行に到着した場合に、届け出の電子メールアドレスあてに到着を通知する電子メールを送信します。契約者は通知が到着する都度、指定口座への入金依頼を、契約者のパソコンから当行に行なうものとし、当行はその依頼にもとづき入金手続きを行ないます。

(2) 入金日

契約者からの入金依頼は、当行所定の時間までに受け付けした取引を、当日に受け付けたものとして取り扱い、当行所定の時間を過ぎて受け付けした取引を、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取り消しはできないものとします。

(3) 適用相場

入金日における当該通貨の当行所定の外国為替相場を適用するものとします。

なお、契約者が当行との間で為替予約を締結している場合において、被仕向送金入金依頼データに該当為替予約の予約番号を入力した場合には、当該為替予約の予約相場を適用します。

(4) 許可・届出書の提示等

契約者は、外国為替法等の各種法令により定められた許可・届出書等の提示、または当局あて

に報告書等の提出が必要な場合は、当行所定の期間内に、当行あてに当該書類等を提示または提出するものとします。

(5) 入金手続きの中止・取消

次の場合、当行は契約者に通知することなく、入金手続きを中止し、または取り消しをすることがあります。そのために契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

- ① 外国為替法、その他日本および外国の法令上取り扱えない入金依頼の場合
- ② 外国為替法その他法令上必要な書類等が当行所定の期間内までに、当行の取扱店に到着しない場合
- ③ 送金目的を当行が確認できない場合
- ④ 送金が犯罪にかかわるものであると疑われる等相応の事由がある場合
- ⑤ 本人確認未済の口座への入金依頼の場合
- ⑥ 入金依頼データに瑕疵(不備)がある等の理由により、依頼を受けた入金手続きが行なえないと、当行が判断した場合

第6条【信用状受付サービス】

(1) 伝送時限

信用状受付サービスにより輸入信用状の発行(変更)を依頼する場合は、当行所定のデータ受付時限までに発行(変更)依頼データを送信することとします。

(2) 発行(変更)依頼の取り扱い

確定した発行(変更)依頼データは、当行所定の手続きが完了した時点で、有効な発行(変更)依頼として取り扱います。

(3) 取扱指定日

取扱指定日は当行の営業日とし、契約者が発行(変更)依頼の都度指定することとします。当行は発行(変更)指定日に発行(変更)手続きを行なうこととします。

(4) 信用状取引約定書の適用

本利用規定に定めのない事項については、契約者が別途当行と締結する信用状取引約定書その他の関連契約の定めにより取り扱います。

(5) 取扱不能となる場合

次の各号に該当する場合、信用状受付サービスによる輸入信用状の発行(変更)の取り扱いはできません。

- ① 当行所定の審査の結果、当行が輸入信用状の発行(変更)を行なわないことを決定したとき
- ② 輸入信用状の発行(変更)依頼が当行所定の取扱日および利用可能時間の範囲を超えるとき、その他当該依頼が当行所定の手続きに則って行なわれていないとき

(6) 輸入信用状の発行(変更)

当行が発行(変更)依頼内容を審査のうえ承認したときは、当行所定の方法により、輸入信用状の発行(変更)手続きを行ないます。輸入信用状の発行(変更)手続き実行後は、当該発行(変更)依頼の変更、取消はできないこととします。

(7) 許可・届出書の提示等

契約者は、外国為替法等の各種法令により定められた許可・届出書等の提示、または当局あてに報告書等の提出が必要な場合は、当行所定の期間内に、当行あてに当該書類等を提示または提出することとします。

(8) 発行(変更)手続きの中止、取消

次の場合、当行は契約者に通知することなく、輸入信用状の発行(変更)手続きを中止し、または取消をすることがあります。そのために契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

- ① 外国為替法、その他日本および外国の法令上取り扱えない輸入信用状の発行(変更)依頼の場合
- ② 前項の定めに反し、外国為替法その他法令上必要な書類等が当行所定の期間内までに、当 行の取扱店に到着しない場合
- ③ 輸入信用状の発行(変更)依頼データに瑕疵(不具合)がある等の理由により、依頼を受けた輸入信用状の発行(変更)手続きが行なえないと、当行が判断した場合

(9) 依頼内容確定後の変更・取消

依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないこととします。ただし、当行がやむを得ないものと認めて変更または取消を承諾する場合には、契約者は当行所定の依頼書を当行に提出し、当行所定の手数料等を支払うこととします。この場合、輸入信用状の発行(変更)にかかる手数料相当額は返却しません。

第7条【為替予約サービス】

(1) 外国為替予約取引の成立

① 照会依頼

契約者は、売通貨、買通貨、取引金額、受渡方法、期日等、当行所定の事項(以下「為替予約照会内容」といいます)を当行あて送信するものとします。

② 外国為替相場の提示

当行は為替予約照会内容の受信後、契約者に提示する外国為替相場(以下「提示為替相場」といいます)を決定し、取引画面に表示します。

なお、当行は提示為替相場を取り消すことがあります。

③ 締結依頼

契約者は、提示為替相場を確認のうえ、当行所定の時間(以下「規定時間」といいます)内に外国為替予約取引の締結依頼をするものとします。

④ 取引の成立

契約者の締結依頼が規定時間内に当行センターに到達し、当行サーバーでの処理が問題な く完了した時点で外国為替予約取引が成立したものとします。

⑤ 取引結果の確認

取引が成立した場合、当行は取引画面上に取引が成立した旨を表示します。何らかの事情により取引が成立しなかった場合は、取引が成立しなかった旨を表示します。

(2) 外国為替予約取引約定書の適用

本規定に定めのない事項については、契約者が別途当行と締結する外国為替予約取引約定書 その他の関連契約が適用されます。ただし、外国為替予約取引約定書第3条(取引内容の確認)は 適用しません。

(3) 取引不能となる場合

以下の各号に該当する場合、外国為替予約取引の取り扱いはできず、外国為替予約取引は成立しません。

- ① 契約者の取引限度額を超えたときなど、当行の判断により外国為替予約取引をしないこと としたとき
- ② 契約者の申し込み依頼データが当行センターに到達する前に、当行が提示為替相場を取り 消したとき
- ③ 外国為替市場を含む金融市場に急激な変化が生じた場合など、当行が為替予約サービスを停止する必要があると判断し、サービスを停止したとき

(4) 外国為替予約取引の履行

外国為替予約取引は、期日に履行するものとします。契約者がやむをえない事情により外国 為替予約取引の解約、期日の延長、期日前履行を依頼するときは、当行所定の手続きにより当行 の承諾を得るものとし、これにより当行に生じた手数料、費用その他すべての損害は契約者の 負担とし、直ちに弁済するものとします。

(5) 為替予約明細照会

① 残高照会・締結明細

契約者は、前営業日までに締結した外国為替予約の残高明細および締結明細を確認することができます。 さらにこれらの履行明細を確認することができます。

② 時価評価明細

契約者は、過去に締結した外国為替予約の月末時点の時価評価明細を照会できます。

第8条【送金資金·手数料等】

(1) 送金資金·振替資金

外為サービスにより仕向送金・外貨預金振替を取り組む場合は、契約者が指定した支払指定 口座から支払うこととします。ただし、仕向送金は外貨預金を支払指定口座とする場合は、通貨 の交換が起きない場合に限り利用できます。

(2) 手数料等

① 送金手数料等

仕向送金を取り組む場合は、当行所定の送金手数料がかかります。その他、当行所定の取扱 手数料や他行からの手数料請求等がかかる場合があります。また、仕向送金の組戻・再送金・ 内容変更を行なった場合は、当行所定の組戻手数料・送金手数料・内容変更手数料がかかりま す。

② 被仕向送金手数料等

被仕向送金入金依頼を取り組む場合は、当行所定の被仕向送金手数料がかかります。その 他、当行所定の取扱手数料や他行からの手数料請求等がかかる場合があります。

③ 輸入信用状発行(変更)手数料等

外為サービスにより輸入信用状の発行(変更)手続きを行なう場合は、当行所定の信用状発 行手数料等がかかります。

④ 月額手数料

外為サービスの利用にあたっては、海外送金受付サービス、信用状受付サービスのそれぞれ につき、当行所定の月額手数料がかかります。

(3) 手数料等の支払方法

前項①、②および③の手数料等は契約者が指定した手数料引落指定口座から、前項④の手数料は別途契約者が指定した月額手数料引落指定口座から預金口座振替の方法により当行所定

の日に引き落とします。この場合、当行の各種預金規定・当座勘定規定・各種貸越約定等の定め にかかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出、小切手の呈示、または借入請求書の提出なし に、当行所定の方法により自動的に引き落とすこととします。

(4) 手数料等の変更

当行は、第2項に定める手数料を、契約者に事前に通知することなく変更することがあります。

第9条【取引内容の確認】

(1) 電子メールの確認

当行が外為サービスにかかる依頼データを受け付けた場合は、届け出の電子メールアドレス あてに受付番号等を記載した電子メールを送信しますので、契約者は速やかにこれを確認する こととします。

(2) 通帳・取引明細表等による照合

外為サービスによる取引を行なった後は、速やかに預金通帳への記帳または取引明細表(BS ダイレクトの取引明細照会を含む)等により、取引内容を照合してください。照合の結果、万一取引内容・預金残高等に疑義がある場合は、直ちに取引店あてに連絡してください。

以上